

相続手続きのご案内

このたびは誠にご愁傷さまでございます。謹んでお悔やみ申しあげます。
また、お亡くなりになられたお客さまには当行を永らくご利用いただき感謝しております。

本案内は、当行にお取引いただいた方がお亡くなりになり、そのご預金等を相続人さまにお支払いするための手続きについてご説明しております。

本案内に記載されているお取引以外の相続手続きまたはご不明な点については、お取引店にお問い合わせください。

《お手続きの流れ》

<p>お手続きの お申し出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お取引店または最寄の支店にご連絡ください。 ○ ご連絡と同時に、お亡くなりになられたお客さま(被相続人さま)の口座は相続手続きが完了するまでお引き出し・お預入れなどのお取り扱いができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
↓	
<p>必要書類の ご準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お取引の内容、相続方法に応じ、具体的な手続き方法を、お取引店の窓口または郵送にてご案内いたします。郵送の場合は日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。 ○ お急ぎの場合は、お取引店にお申し出ください。
↓	
<p>相続手続き依頼書 ご提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご準備いただいた書類のほか、当行所定の相続手続き書類に、依頼内容のご記入、相続人さま全員のご署名(各自自筆)・ご捺印(実印)をお願いいたします。 ○ 相続手続き書類に必要書類を添付の上、お取引店にご提出ください。
↓	
<p>ご相続預金 のお支払い等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相続手続き書類をご提出いただいたのち、名義変更・払戻し等のお手続きをいたします。 ○ お手続きに日数がかかる場合がございますのであらかじめご了承ください。 ※ 窓口で現金を受領される場合は、被相続人さまのお取引店にご来店いただく必要があります。 ○ 貸金庫、公共債、投資信託等のお手続きについてはお取引店にご来店いただく必要があります。

《はじめに(ご留意いただきたい事項)》

相続の連絡と同時に、お亡くなりになられたお客さま(被相続人さま)の口座は以下のようにお取り扱いさせていただきます。

お取引内容	お取り扱い方法
お引き出し	○ お取り扱いできません。
お預入れ	○ お取り扱いできません。
口座振替のご契約	○ お引き落とし(お支払い)できなくなります。 ※お早めにお引き落とし口座の変更をお願いします。
貸金庫の開庫	○ お取り扱いできません。
お借り入れ取引	○ 窓口にてお問い合わせください。
その他	○ 窓口にてお問い合わせください。

《相続方法と必要書類》

(様式15-②)

相続方法により、ご用意いただく書類が異なります。主なケースは以下のとおりです。

相続方法	ご用意いただくもの	
遺産分割協議書、遺言書がいずれもない場合	下記、区分「A」の書類をご用意ください	
遺産分割協議書により相続される場合	下記、区分「B」の書類をご用意ください	
遺言により相続される場合	遺言執行者の指定あり	下記、区分「C」の書類をご用意ください
	遺言執行者の指定なし	下記、区分「D」の書類をご用意ください

※ 裁判所の調停調書謄本または審判謄本がある場合には、お取引店にお問い合わせください。

区分				ご用意いただくもの	補足説明	入手先	確認
A	B	C	D				
○	○	○	○	相続手続依頼書	窓口または郵送にてお渡しいたします	当行	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	相続預金の通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫の鍵など	紛失されている場合は窓口までお申し出ください	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	実印	来店された相続人代表者さま	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	ご来店者さま(お手続きをされる方)の本人確認資料	運転免許証、健康保険証、登録証等	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	亡くなられた方の戸籍謄本(または全部事項証明書)	出生から死亡まで確認ができるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	相続人さま全員の戸籍謄本(または全部事項証明書)	被相続人さまとの関係がわかるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	相続人さまの印鑑登録証明書	相続人さま全員のもの(発行後6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺産分割協議書	法定相続人全員のご署名・ご捺印(実印)があるもの	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺言書	自筆証書遺言、公正証書遺言	お客さま	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	検認済証明書(または検認調査)	自筆証書遺言の場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺言執行者の選任審判書謄本	家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合	家庭裁判所	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	亡くなられた方の除籍謄本	亡くなったことが確認できるもの	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺言執行者の印鑑登録証明書	遺言執行者の指定がある場合(発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	受遺者の印鑑登録証明書	(発行後、6ヶ月以内のもの)	市区町村役場	<input type="checkbox"/>
○	○	○	○	遺言執行者さまの署名・押印(実印)のある委任状		お客さま	<input type="checkbox"/>

正本または謄本の原本をご用意ください。

正本または謄本の原本のご返却をご要望の場合はお申し出ください。

※ ご提出いただいた戸籍謄本が発行日から著しく経過している場合は、再度の取得をお願いすることがあります。

※ 相続の対象となるお取引(お借入れ・投資信託・公共債・外貨預金等がある場合)によっては上記説明と異なる場合もございますので、お取引店にお問い合わせください。

戸籍謄本取得に際してのお願い

《 相続人さまへ 》

被相続人さま(お亡くなりになられた方)、各相続人さまの戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村へ行かれる際は本紙をご持参の上、「相続に必要なため被相続人さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください」と住民課担当者にお話してください。

《 市区町村の担当者さまへ 》

預金等の相続手続きを行うに際し、下記書類の提出をお願いしています。
ご不明な点等につきましては、下記の連絡先までお問い合わせください。

1. 被相続人

- ① 被相続人の死亡を確認できる戸籍(除籍)の全部事項証明書
- ② 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本
 - ※ 戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合は戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本が必要になります。

2. 相続人

- ① 相続人を確定できるすべての戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書
 - ※ 被相続人の戸籍からご結婚や養子縁組等により除籍・転籍されている場合は除籍・転籍から現在の戸籍まで連続した戸籍謄本
 - ※ 兄弟姉妹の方が相続人の場合は、被相続人のご両親の出生から死亡までの戸籍謄本が必要となります。
 - ※ 下記のいずれかに該当する場合は不要です。
 - 被相続人と同一戸籍にいる方
 - 被相続人の戸籍から除籍されているが現在の姓が被相続人の戸籍から確認できる方

ご連絡先

【 大光銀行 事務部 電話0258-36-4111 (内線774、775) 】

相続人の範囲

相続のお手続きのためには、被相続人さま(亡くなられた方)を中心とした相続人さまの関係を確認する必要があります。
下記を参考に相続人さまをご確認ください。

《相続人の範囲》

①配偶者 … 常に相続人となります。
②下記の方が配偶者と共に相続人になります。

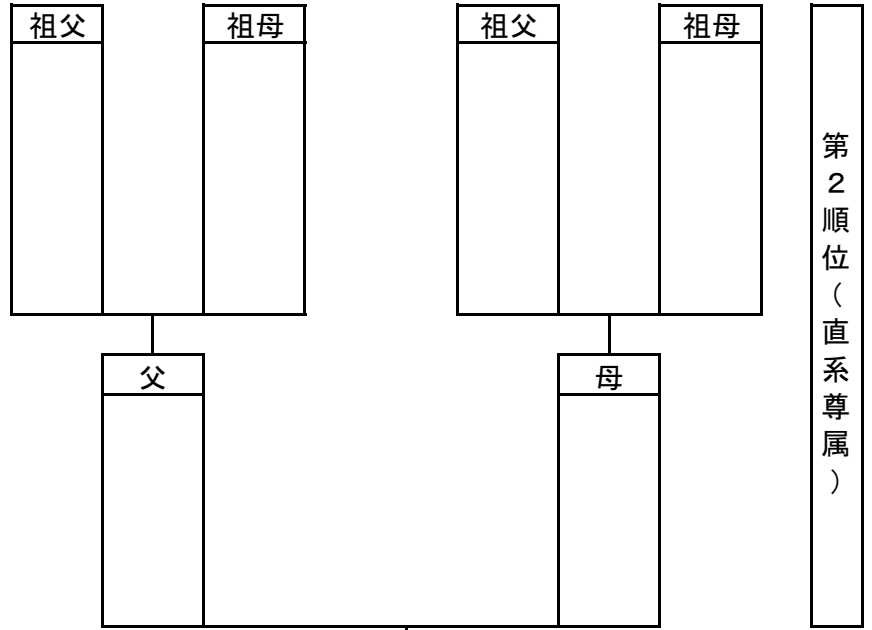
第1順位…子
子が死亡している場合は孫が代襲相続人となります。

↓
第1順位の相続人がいない場合

第2順位…父母
父母が死亡している場合で祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。

↓
第1順位、代2順位の相続人がいない場合

第3順位…兄弟姉妹
兄弟姉妹が死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります。

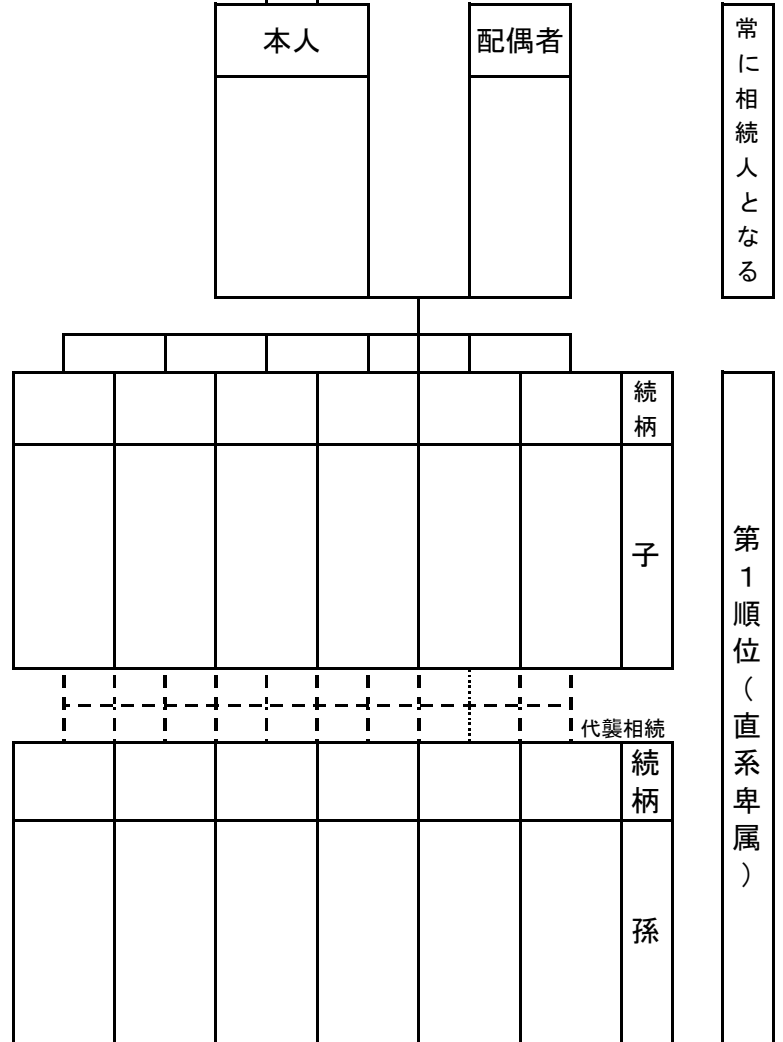


第2順位 (直系尊属)

常に相続人となる

						続柄
						兄弟姉妹
-----						代襲相続
						続柄
						甥・姪

第3順位



第1順位 (直系卑属)

※代襲相続

① 子の代襲相続は、孫、孫の子(再代襲)
② 兄弟姉妹の代襲相続は甥、姪。甥・姪の子の再代襲はない。
③ 配偶者には代襲相続はない。
④ 直系尊属に代襲相続はない。